

2025年7月4日

関東ラグビーフットボール協会
理事長 大原 俊一 様
関西ラグビーフットボール協会
理事長 中島 誠一郎 様
九州ラグビーフットボール協会
理事長 御領園 昭彦 様
都道府県ラグビーフットボール協会
理事長 各位

ルーリング 2025-01 「競技規則第 15 条 ラック」

(競技規則の確認)

【競技運営】

(公財)日本ラグビーフットボール協会

(承認済み・押印省略)

専務理事

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、競技規則につきまして、ワールドラグビーよりこのほど、下記の通りルーリングに関する通達が出されました。日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。貴協会におかれましても、加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

明確化の要請:

ワールドラグビー15人制レフリーマネージャーは、以下、競技規則の解釈の明確化を要請した:

ゴールライン付近でのラック/ブレイクダウンにおいて、攻撃側のスクラムハーフがボールを拾い上げ、ラックの上を飛び越えてトライを試みてダイブするプレーは合法か、それとも制裁の対象となるのか。

ラグビーコミッティーの指定メンバーによるルーリング:

回答:

このようなプレーは危険性を伴う行為であり、すでに地面にいるプレーヤーと接触があった場合には、状況に応じて以下のいずれかの競技規則に基づき制裁が課される可能性がある:

- 競技規則 15.16(b) : プレーヤーはラックの上に飛び乗ってはいけない ; または、
- 競技規則 9.11 : 無謀な、または他者に対して危険な行為はいかなるものもしてはならない

過去の明確化においては、公平性の観点から、トライを試みる行為としてボールを持ってダイブすることができるかとされており、安全であればタックルも認められるとされている（参照：[ルーリング 2022-03](#)）。しかし、本件のようなラックの状況下では、安全にダイブすることも安全にタックルされることも極めて難しいと考えられる。

以下のような場合は、ボールキャリアは制裁の対象となりうる：

<https://worldrugby.box.com/v/diveoverruck25-01>

Shape of The Game ミーティングなどにおいて、当該部分に関する特定の競技規則の改訂が今後検討される予定である。

- 通達対象：加盟協会、競技運営関係者、加盟チーム
- 文書作成：日本ラグビーフットボール協会 国際室・ハイパフォーマンス部門
- 本件についてのお問い合わせ先：
公財) 日本ラグビーフットボール協会
ハイパフォーマンス部門 審判グループ (referee@rugby-japan.or.jp)

以上